

日本保健福祉学会規約

第I章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本保健福祉学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学大学院人間総合科学研究科国際発達ケア研究室内に置く。

第II章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健福祉に関する研究、会員相互の連絡と協力、内外の学会との連携を図り、保健福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 一 全国大会（学術集会）の開催。
- 二 内外の諸学会との連絡及び協力。
- 三 会報、その他刊行物の発行。
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第III章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は次の4種とし、議決権、選挙権等は正会員のみとする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- 二 機関会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同し、特別に援助をするために入会したもの
- 四 名誉会員 本会の目的達成に顕著な功績があったもので、理事会の推薦および総会の承認をえたもの

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の推薦を得て、理事会に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は返済しない。
- 3 名誉会員は会費を徴収しない

(退会)

第8条 会員は、いつでも理事会に通告し、退会することができる。

2 2年以上会費未納の者は退会とみなす

(賛助会員)

第9条 <削除>

(除名)

第10条 会員にして本会の名誉を損ない、またこの定款に反する行為のあったときは総会の決議を持って除名することができる。

第IV章 機 関

(役員)

第11条 本会には下記の役員を置く。

- 一 理事7名以上10名以内 うち会長1名、副会長若干名置く。
- 二 監事2名

(理事及び監事の選任)

第12条 理事及び監事は、会員の中から選挙等の方法により選任する。選挙の行われる前年度までに入会し、前年度までの会費を完納した者を有権者とする。会長、副会長は理事会において互選する。

- 2 選挙は選挙管理委員会の下に行う。委員会は理事3名および理事会の指名する理事以外の会員3名をもって組織する。委員長は理事以外の委員の中から委員の互選によって選出する。

(任期及び補充)

第13条 役員任期は、3年とする。役員再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

(副会長)

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合はその任務を代行する。

(理事)

第16条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第17条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(幹事)

第 18 条 理事会は、幹事を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。

(委員会)

第 18 条の 2 本会に委員会を置くことができる。

2 委員会の設置、任務、運営等については、理事会の議決を経て定める。

(総会)

第 19 条 会長は、毎年 1 回の通常総会を召集しなければならない。会長が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 の請求があるときは、臨時総会を開かなければならない。

(議決)

第 20 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第 V 章 会 計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、及びその他の収入をもって当てる。

(予算及び決算)

第 22 条 本会の予算及び決算は、理事会の決議を経、総会の承認を得てこれを決定する。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 3 1 日に終わるものとする。

第 VI 章 規約の変更及び解散

(規約の変更及び解散)

第 24 条 本規約を変更し、または本会を解散するには、会員に 3 分の 1 以上または理事の過半数の提案により、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

付 則

(施行期日)

1. この規約は、昭和 6 3 年 1 2 月 1 0 日より施行する。

(改正の経過)

1. 平成 10 年 4 月 会費を 4,000 から 5000 円に改定
2. 平成 13 年 11 月 第 2 条 事務局住所を変更
3. 平成 14 年 11 月

第 5 条 (会員の資格) 4 種の会員に整理

第 6 条 (入会) 「会員 2 名以上の推薦」を「会員の推薦」に変更

第7条（会費）「総会の定める」を「別に定める」に変更し、あわせて「3 名誉会員は、会費を徴収しない」を追加

第8条（退会）に「2 2年以上会費未納の者は退会とみなす」を追加

第9条（賛助会員）第5条に追加し、本条を削除

第11条（役員）の「理事 若干名」→「理事 7名以上 10名以内」に変更

第12条（理事及び監事の選任）に「選挙の行われる前年度までに入会し、前年度までの会費を完納した者を有権者とする」を追加

第12条2（選挙）追加

4. 平成19年4月 第2条 事務局住所を変更
5. 平成23年9月17日 学会長を高橋重宏から安梅勅江に変更
6. 令和5年9月30日 第18条の2（委員会）を追加

設立年月日 1988年（昭和63年）2月13日

現在、筑波大学教授 安梅勅江を学会長に活動を展開している。

令和3年4月2日
日本保健福祉学会 会長
安梅 勅江